

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年4月24日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
4号	1

## 専決処分書

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年 3月31日

守谷市長 松丸修久





守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月31日

守谷市長 松丸修久

#### 守谷市条例第14号

##### 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和41年守谷町条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第2.1条各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万円5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第25条第1項第2号中「（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」を削る。

##### 附 則

###### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

###### （適用区分）

- 2 改正後の守谷市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告	頁 数
4号	3

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表

改正	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

アからオまで（略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アからオまで（略）

（国民健康保険税の減免）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1)（略）

(2) 次のいずれにも該当する者 \_\_\_\_\_ の属する世帯の納付義務者

ア及びイ（略）

(3)（略）

2及び3（略）

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

アからオまで（略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アからオまで（略）

（国民健康保険税の減免）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1)（略）

(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア及びイ（略）

(3)（略）

2及び3（略）